

# 令和7年度 監事研修会

## 日本私立学校振興・共済事業団の概要

令和7年10月

日本私立学校振興・共済事業団

# 本日の内容

## 1. 日本私立学校振興・共済事業団の概要

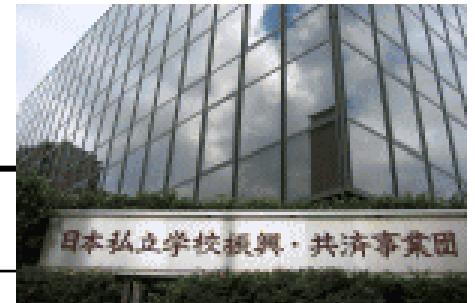
## 2. 助成業務の概要

- (1) 補助事業（私立大学等経常費補助金）
- (2) 減免資金交付事業
- (3) 経営支援・情報提供事業
- (4) 融資事業
- (5) 寄付金事業

## 3. 監事監査のご参考

# 1. 日本私立学校振興・共済事業団の概要

## (1) 概略



組織名	日本私立学校振興・共済事業団（略称：私学事業団）
設立年月日	1998（平成10）年1月1日
設立根拠法	日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）
法人格	特殊法人（共済組合類型法人）
主務大臣	文部科学大臣
資本金	1,086億円（2025（令和7年）年4月1日現在、全額政府出資）
理事長	福原 紀彦【前 中央大学学長】（2022（令和4年）年7月1日就任）
職員数	約1,300名（2025（令和7年）年4月1日現在）

### 運営基本理念

私たち日本私立学校振興・共済事業団は、私学振興に係る業務を総合的に実施し、私立学校における教育と研究の充実、向上及び経営の安定に寄与するとともに、教職員の福利厚生の充実を図り、私学振興の先導的な拠点として、日本の教育・研究の発展に貢献してまいります。

## (2) 設立の経緯

昭和27年3月28日  
**私立学校振興会（特殊法人）**  
・施設等の整備費に必要な資金の貸付事業(S27)、教職員の研修等に対する助成(S28)、寄付金事業(S42)

昭和26年12月28日  
**私学振興会（財団法人）**  
〔昭和27年4月1日に私学教職員共済会に改称〕

大正13年7月24日  
**私立中等学校恩給財団（財団法人）**  
〔昭和28年3月6日に私学恩給財団に改称〕

昭和45年7月1日  
**日本私学振興財団（特殊法人）**  
・上記業務に私立大学等経常費補助、私学経営についての調査相談事業等を追加

昭和29年1月1日  
**私立学校教職員共済組合（特殊法人）**  
・私立学校教職員の相互扶助事業として、共済制度を運営

平成10年1月1日  
**日本私立学校振興・共済事業団（私学事業団）（特殊法人）**

### 【助成業務】

補助事業、貸付事業、経営支援・情報提供事業  
寄付金事業、助成事業、減免資金交付事業



### 【共済業務】

短期給付事業、長期給付事業、福祉事業など  
私立学校教職員共済法に基づく事業



平成15年10月より、「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、助成業務において独立行政法人に準じた管理手法(※)を導入  
(※)文部科学大臣が指示する「中期目標」の下で運営し、業務の業績は総務省の「独立行政法人評価委員会」から客観的評価を受ける。

### （3）助成業務における事業運営の特長

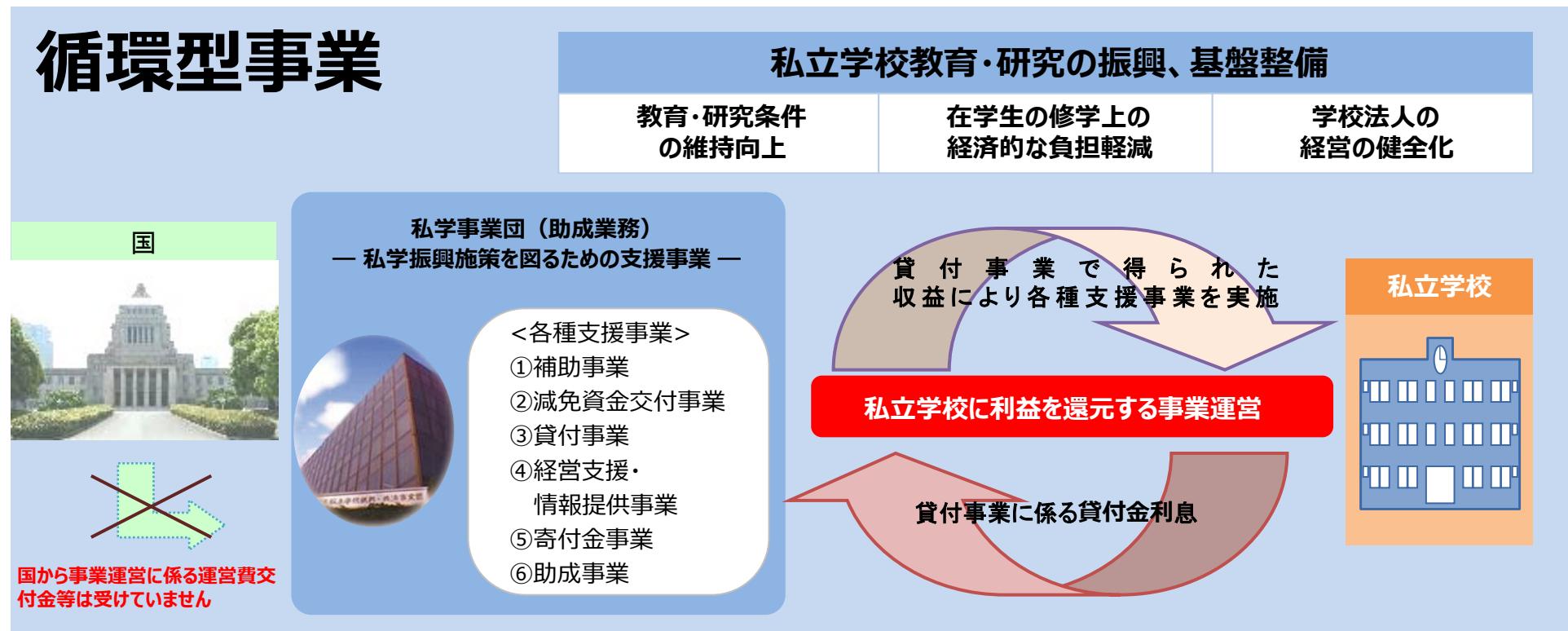
## 1. 国から運営費交付金を受けていない

助成業務は、国からの運営費交付金等を受けずに貸付事業の収益によって人件費を含む全ての事業の実施に必要な経費を賄い業務を遂行しています。

## 2. 私立学校に利益を還元する事業運営

貸付事業で得られた収益により、私学振興施策を図るための各種支援事業を実施し、私立学校へ利益を還元（助成事業）しています。

# 循環型事業



## (4) 私学事業団の主な直営施設

会館	8
宿泊・保養所	8
病院	1



広島ガーデンパレス



京都ガーデンパレス



福岡ガーデンパレス



大阪ガーデンパレス



名古屋ガーデンパレス



東京臨海病院



東京ガーデンパレス



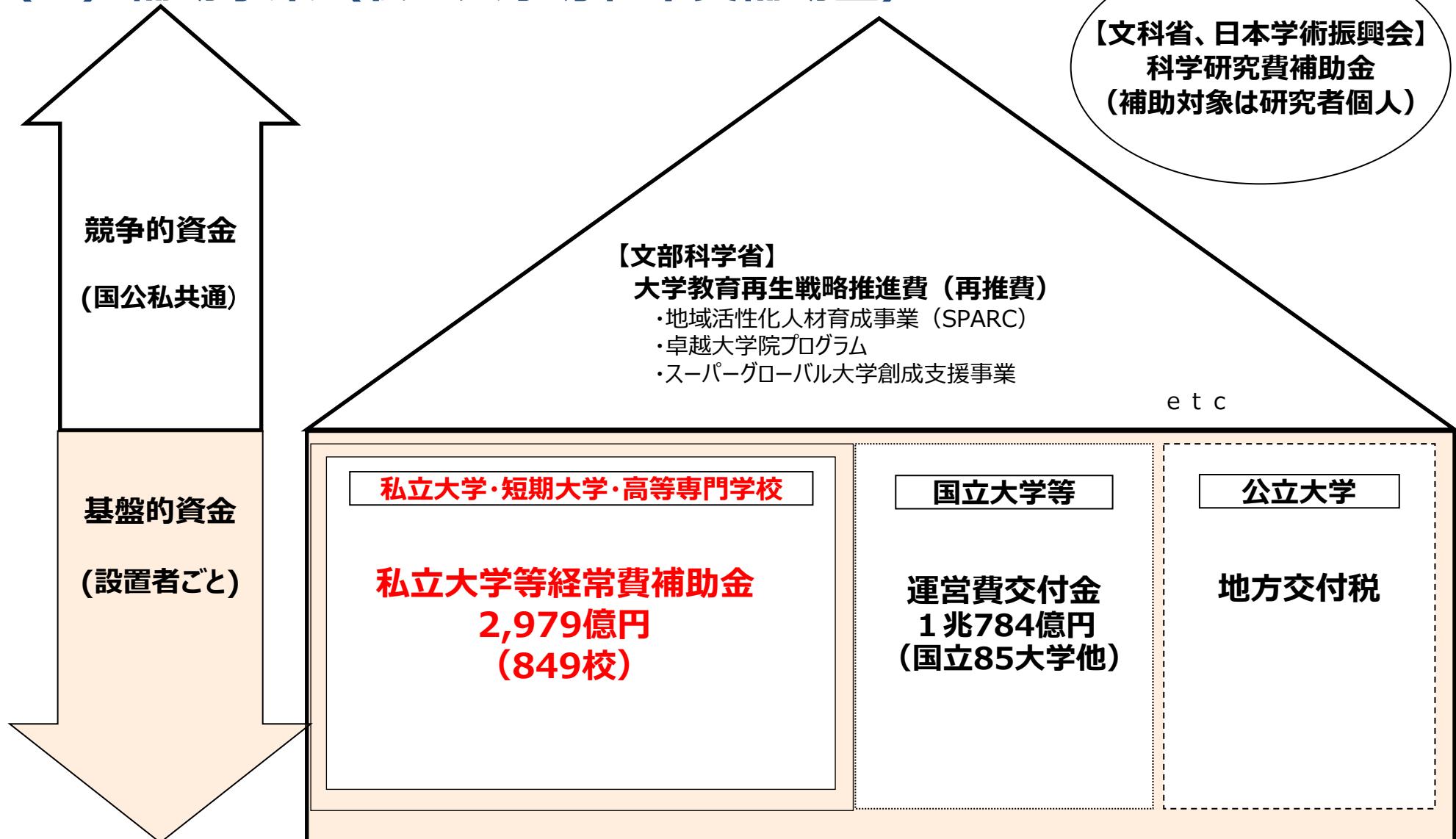
仙台ガーデンパレス



札幌ガーデンパレス

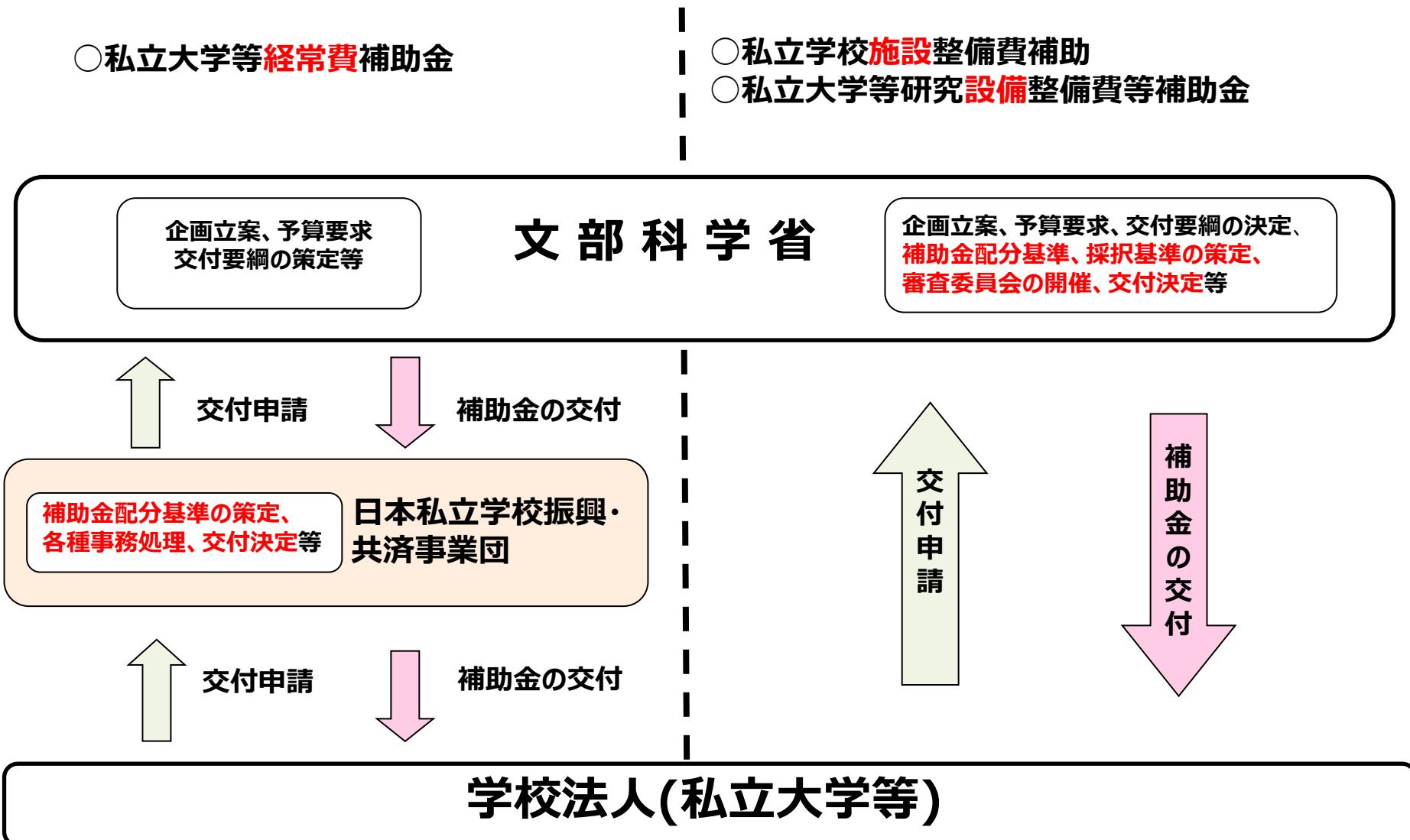
## 2. 助成業務の概要

### (1) 補助事業（私立大学等経常費補助金）



(注) 金額は令和7年度予算、学校数は令和6年度

# ■私立大学等への補助金の仕組み



※私立学校振興助成法第11条（間接補助） → 国は日本私立学校振興・共済事業団を通じて補助金を交付することができる

# ■私立大学等経常費補助金の関連法令等

**教育基本法** : 日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。（平成18年改正）

**第8条** 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

**私立学校法** : 「学校法人」設立・運営に関する根拠法令

**第132条** 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。

**私立学校振興助成法  
同施行令（政令）**

**補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律  
同施行令（政令）**



※事業団法による一部準用

**私立大学等経常費補助金交付要綱（文部科学大臣裁定）  
別添「私立大学等経常費補助金取扱要領」**



**私立大学等経常費補助金取扱要領**（日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定）

**私立大学等経常費補助金配分基準**（〃）



**調査票の記入要領等**

## ■私立大学等経常費補助金の目的

### 《私立学校振興助成法 第1条》

- 私立学校の教育条件の維持及び向上
- 幼児、児童、生徒又は学生の修学上の経済的負担の軽減
- 私立学校の経営の健全性を高める

### 《私立学校振興助成法 第4条》

- 大学又は高等専門学校の教育又は研究に係る経常的経費に対する補助で  
大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対して交付

→ 個々の教職員や学生に対してではなく、  
私立大学等で毎年発生する経常的な経費に対して補助

# ■一般補助と特別補助 予算額の推移

S45経常費補助金制度創設  
(予算補助)  
S50私立学校振興助成法制定  
(S51法律補助)  
S50特別補助創設

S58臨時行政調査会最終答申  
(補助金総額抑制)

H14高度化推進特別補助創設  
(文科省執行分)～H18年度

H19骨太の方針により1%削減  
H19特別補助ゾーン化・メニュー化  
～H22年度

H23一般・特別補助抜本的組み替え

H25私立大学等改革総合支援事業

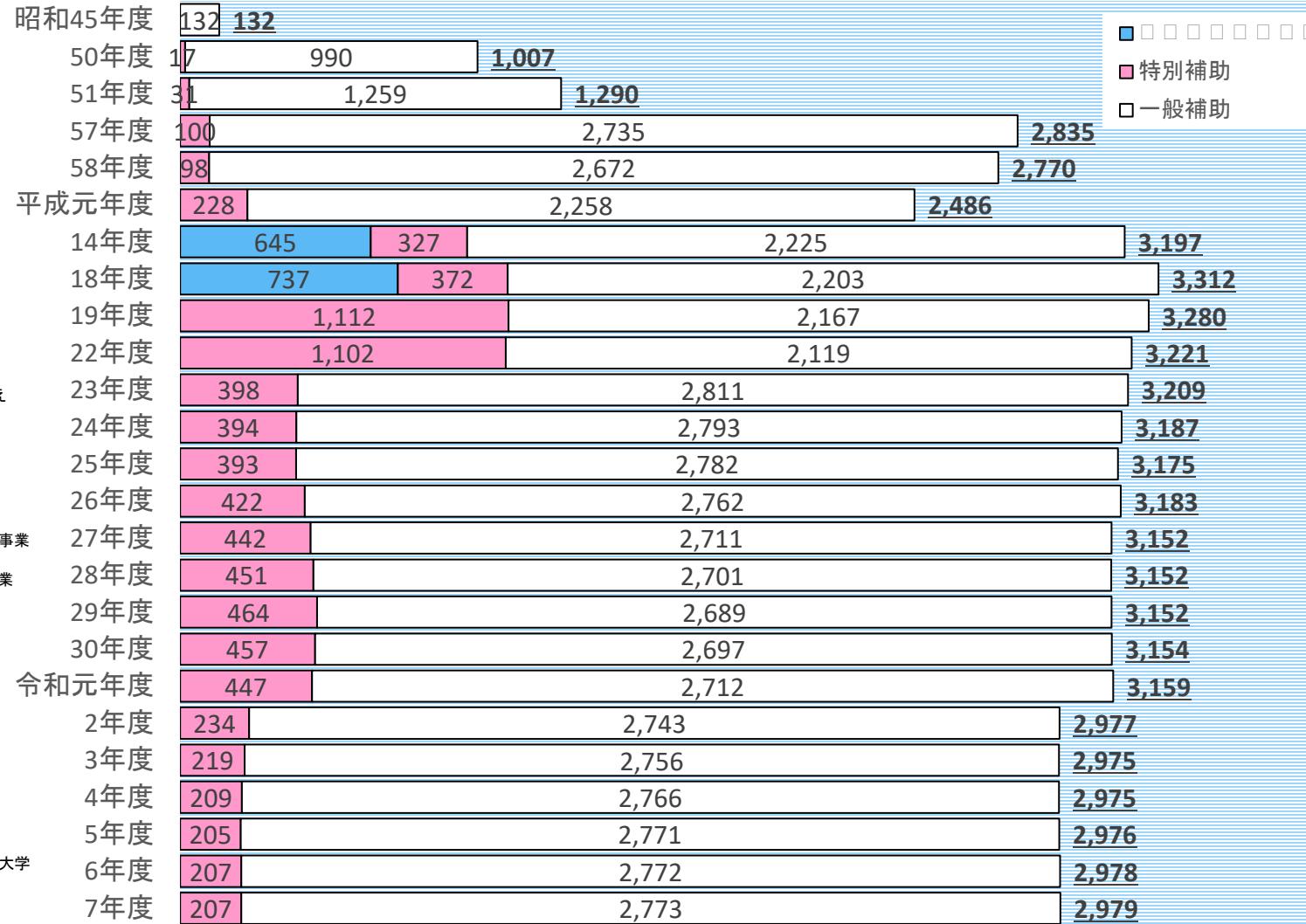
H27私立大学等経営強化集中支援事業

H28私立大学研究プランディング事業

H30□□□□□□□□□□□□

R2高等教育の修学支援制度

R6少子化時代を支える新たな私立大学  
等の経営改革支援



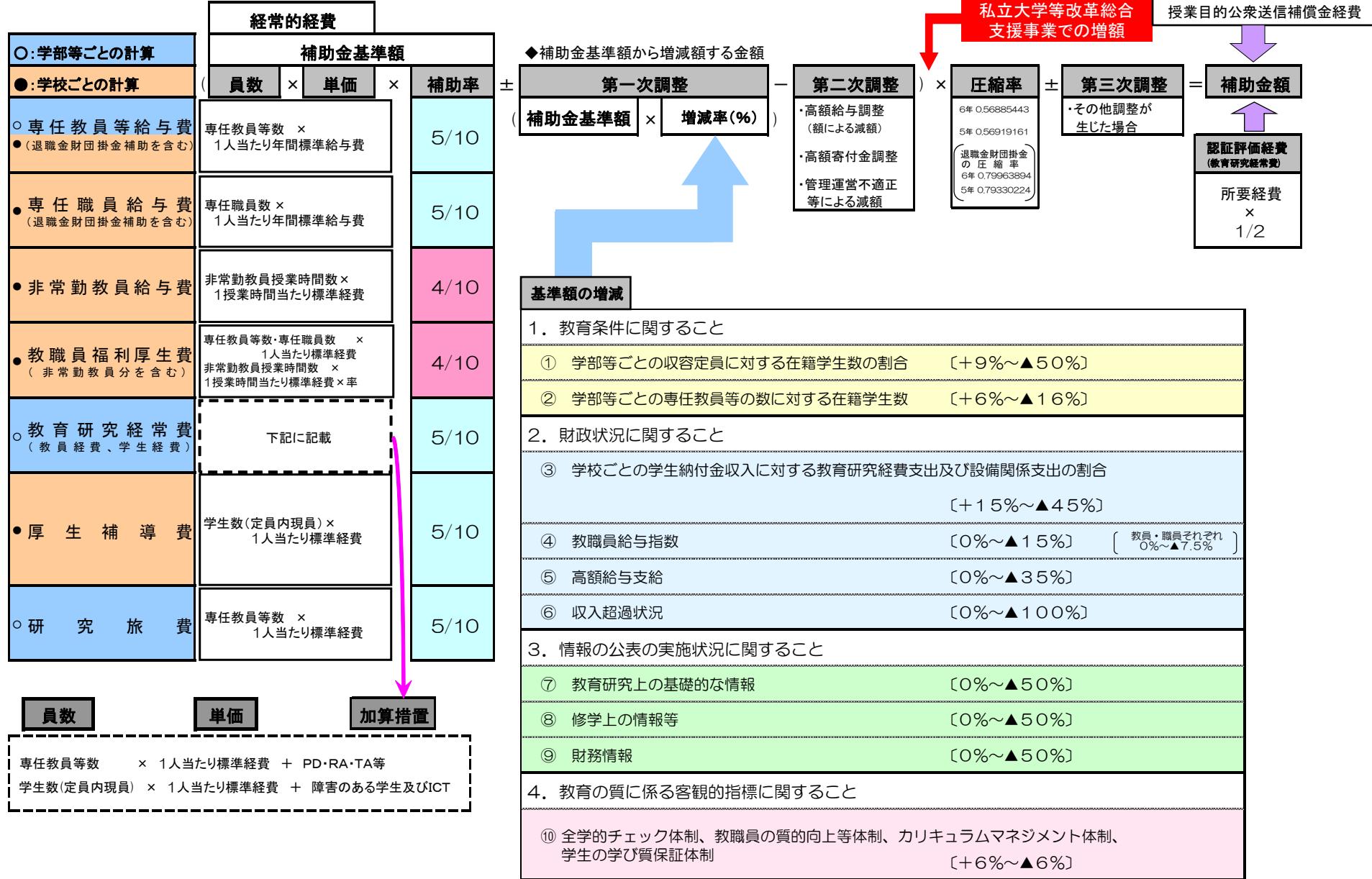
0 500 1000 1500 2000 2500 3000 3500 4000 億円

注1:金額は当初予算額です。

注2:高度化推進特別補助は、平成19年度に特別補助と統合されています。

注3:平成24～令和7年度の特別補助には、復興特別会計に計上している額を含みません。

# 一般補助計算の仕組み（令和6年度）



# ■令和6年度 特別補助項目一覧

## I 成長力強化に貢献する質の高い教育

- 1 地方の職を支える人材育成
- 2 医学部入学定員の増員
- 3 被災地等の復興支援
  - (1) 被災地の復興支援
  - (2) 授業料減免事業等支援
    - A 自然災害に対する支援分
    - B 特定災害に対する支援分
- 4 数理・データサイエンス・A I 教育の充実
- 5 DXによる教育の質的転換支援

【圧縮率】 1.000000000

## II 社会人の組織的な受入れ

- 社会人の受入れ環境整備

【圧縮率】 0.779930550

## III 大学等の国際交流の基盤整備

- 1 海外からの学生の受入れ
- 2 海外からの教員の招へい
- 3 学生の海外派遣
- 4 教職員の海外派遣
- 5 大学等の教育研究環境の国際化

【圧縮率】 大学等の教育研究環境の国際化 0.749076080  
上記以外のⅢ項目 0.568854430

## VI 私立大学等改革総合支援事業

- タイプ1 『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開
- タイプ2 特色ある高度な研究の展開
- タイプ3 地域社会の発展への貢献
- タイプ4 社会実装の推進

【圧縮率】 1.000000000

## IV 大学院等の機能の高度化

- 1 大学院における研究の充実
- 2 大学院生に対する授業料減免事業等支援
  - (1) 大学院生に対する授業料減免事業等支援
  - (2) 外国人留学生に対する授業料減免事業等支援
- 3 研究施設運営支援
- 4 大型設備等運営支援
- 5 大学間連携等による共同研究
- 6 専門職大学院等支援
- 7 法科大学院支援
- 8 短期大学・高等専門学校における教育研究の充実
  - (1) 教育組織の高度化（専攻科）支援
  - (2) 研究支援

【圧縮率】 大学院における研究の充実 0.603918910  
研究施設運営支援 0.800000000  
大型設備等運営支援 0.800000000  
大学間連携等による共同研究 0.800000000  
上記以外のIV項目 1.000000000

## V 東日本大震災からの復興支援

- 1 授業料減免事業等支援（震災分）
- 2 被災私立大学等復興特別補助

【圧縮率】 1.000000000

## VII 少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援

- メニュー1 少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える、私立大学等戦略的経営改革支援
- メニュー2 複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた経営改革支援

【圧縮率】 1.000000000

## VIII 令和6年 能登半島地震、梅雨前線、9月豪雨からの復興支援

- 1 教育研究環境復旧費（令和6年 能登半島地震、梅雨前線、9月豪雨分）
- 2 授業料減免事業等支援（令和6年 能登半島地震、梅雨前線、9月豪雨分）

【圧縮率】 1.000000000

# ■定員管理の入学定員から収容定員への変更（私学助成と設置認可）

## 私学助成（私立大学等経常費補助金）

単位	収容定員超過			収容定員未充足
	学校全体または学部等			
大学規模別	8000人以上	4000人以上 8000人未満	4000人未満	—
令和4年度	1.40倍以上	1.50倍以上		0.5倍以下
令和5年度	1.30倍以上	1.40倍以上	1.50倍以上	
令和6年度	1.20倍以上	1.30倍以上	1.40倍以上	
令和7年度	1.10倍以上	1.20倍以上	1.30倍以上	

## 【参考】設置認可関係

開設年度	定員超過						定員未充足	
	区分	大学			短期 大学	高等 専門 学校		
	大学規模 (収容定員)	4000人以上		4000人未満				
学部規模 (入学定員)	300人以上 300人未満	100人以上 300人未満	100人未満					
令和5年度	平均入学定員 超過率	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満	—	
令和6年度	収容定員 充足率	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満	—	
令和7年度 以降	収容定員 充足率	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満	0.5倍 超過	

## (2) 減免資金交付事業

### 高等教育の修学支援新制度 (大学等における修学の支援に関する法律：令和2年4月1日施行)

#### 制度の概要

しっかりとした進路への意識や進学意欲があれば、家庭の経済状況等に関わらず、高等教育機関に進学できるチャンスを確保できるよう、真に支援が必要な低所得世帯に対して令和2年4月から高等教育の修学支援新制度を実施している。

令和6年度から支援を拡大し、多子世帯（扶養する子どもが3人以上いる世帯）や私立の理工農系の学部・学科に通う学生等が支援対象に加わった。また多子世帯の学生等については令和7年度から大学等の授業料・入学金を無償（所得制限なし・上限額あり）としている。

#### 制度の主なポイント

○措置内容…令和2年度から以下の措置が支援対象大学等の支援対象学生等に講じられている。

①授業料及び入学金の減免 ※私立理工農系の学部・学科に通う学生等は①のみ。

②学資支給（給付型奨学金の支給） ※独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）が実施。

・**支援対象大学等**…社会で自立・活躍する人材育成のための教育を継続的・安定的に実施できる大学等として文部科学省の要件確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校（4年・5年）・専門学校。

・**支援対象学生等**…進学先で学ぶ意欲があり、以下のいずれかに該当する学生等。

①住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等

②多子世帯（子ども3人以上を扶養する世帯）の学生等

③私立理工農系の学部・学科に通う学生等 ※年収600万円（目安）までの世帯。

注：在学生の学修意欲を喚起する観点から、学業要件（修得単位数や授業への出席率等）の厳格化を令和7年度から実施。

○**財源** …消費税財源を活用。※国負担分は社会保障関係費として内閣府（こども家庭庁）に予算計上し、文部科学省にて執行。

○**私立大学・短期大学・高等専門学校への減免資金の交付**…日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う。

## ■減免資金交付事業に係る業務の流れ

### 私学事業団



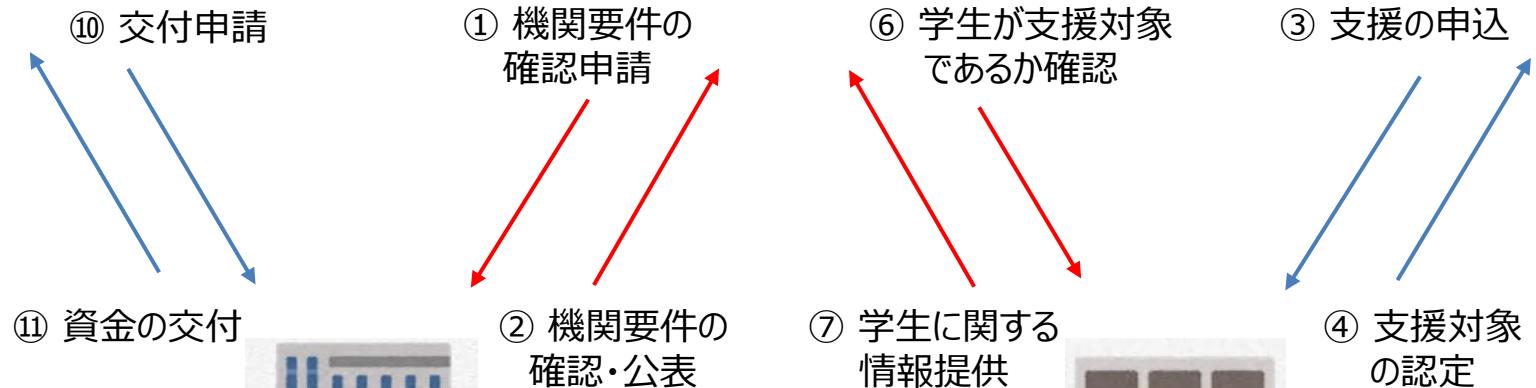
- ⑨ 交付申請  
↔  
⑫ 資金の交付

### 私立大学等



- ⑤ 支援対象になった  
旨の連絡  
↔  
⑧ 授業料等の  
減免

### 学 生



文部科学省

日本学生支援機構

日本私立学校振興・共済事業団

# (3) 経営支援・情報提供事業

## 私学経営情報センターで提供可能なサービス



### (会計処理等、基礎調査、e-マネージャについてのご質問への回答)

電話・メールで回答します

- 会計処理等についてのご質問

☎03（3230）7846～7848

- 基礎調査、e-マネージャについてのご質問

☎03（3230）7840～7844

### （私学情報資料室） ☎03（3230）7846～7848

学校法人等の役職員を対象に、大学・短期大学法人の規程集等が閲覧できます

（私学振興事業本部（九段事務所1階））

### （データ提供） ☎03（3230）7846～7848

インターネットを利用して小学校法人から大学法人が直接、以下のデータや分析資料等を出力・閲覧できるシステム「私学情報提供システム」を提供しています

◇学生数 ◇財務データ ◇財務比率表 ◇今日の私学財政 等

### （依頼に基づく資料提供） ☎03（3230）7838

「私学情報提供システム」で作成できない特別な加工が必要な分析データを作成・提供します。ご利用にあたっては、私学事業団へ「情報提供依頼書」を提出していただきます

（内容により、日数を要します）

### （大学ポートレート（私学版）） ☎03（3230）7852・7853

私立の大学、短期大学、高等専門学校の特色や実践している教育研究の取り組みをWebサイトにて提供しています

### （セミナー） ☎03（3230）7849～7851

理事長・学長向けに私学リーダーズセミナーを、若手職員向けに私学スタッフセミナーを開催しています

### （講師派遣） ☎03（3230）7839

- センターの職員を講師として派遣します
- 講師派遣には交通費と講演料が必要です

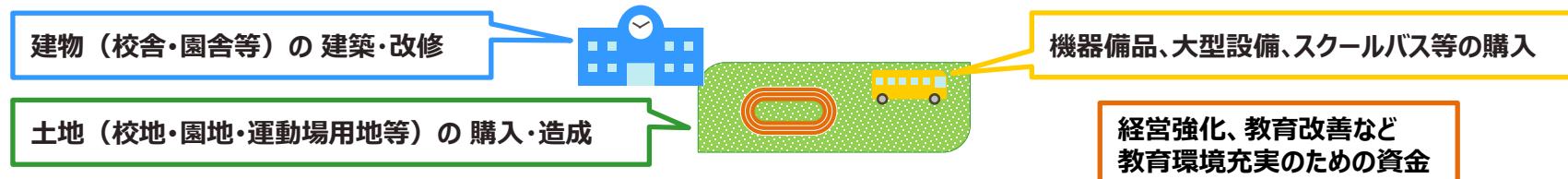
### （経営相談） ☎03（3230）7828・7829

- 学校法人を訪問し、経営改革のキーパーソンとなる役員及び教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります
- 学校法人の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをします
- 必要に応じて事業団が依頼している専門家（公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等）と共同で実施します
- 経営改善計画の進捗状況を踏まえ、適時適切な助言等を行います
- 学校法人にて経営相談を実施する場合、所定の交通費が必要になります

# (4) 融資事業

私学事業団では、私立学校の施設・設備の整備事業等に対して融資を行っています。

## ▶ 融資の対象



## ▶ 融資の特徴

### ✓ 長期、低利・固定

- 国が財政融資資金や、私学共済の年金積立金を原資としている事業団ならではの、最長30年の長期にわたる低利・固定金利
- 国の各種補助金制度と連携した優遇融資や、大規模災害時には最長25年の長期、5年間無利子の復旧支援融資を実施

### ✓ 建物の耐震化事業等融資は利子助成が適用

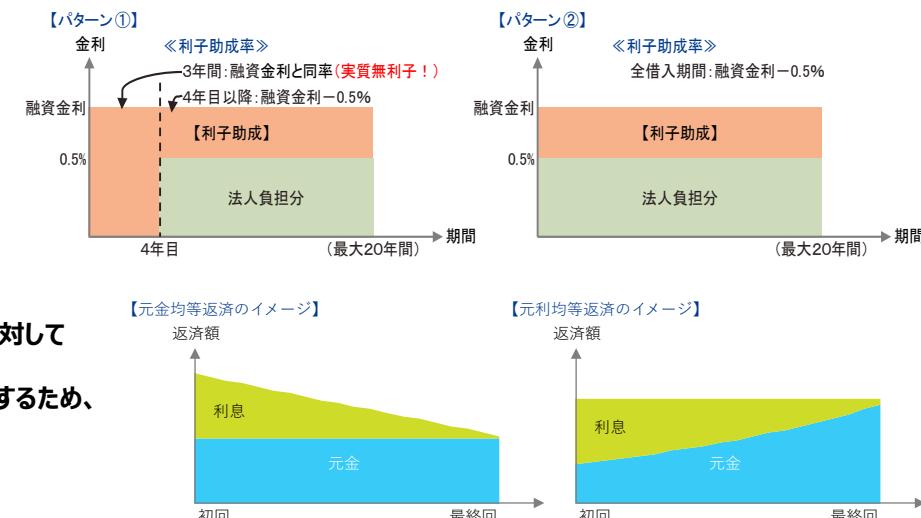
- 校舎・園舎の耐震化事業、指定避難所施設等の整備事業の融資は、要件を満たした場合、20年間にわたり右の2つのいずれかの国の利子助成制度が適用
- 大学附属病院の建替え事業融資は、10年間にわたり国の利子助成制度が適用

### ✓ 元金均等返済

- 元金を返済期間に均等に割り振り、残金に対して利息を計算する元金均等返済
- 元利均等返済と比べ元金残高が早く減少するため、同じ金利であっても返済総額は少額

### ✓ 登録免許税が非課税

- 事業団融資をご利用の場合、抵当権設定登記時に必要な登録免許税（融資額の4/1000）が非課税



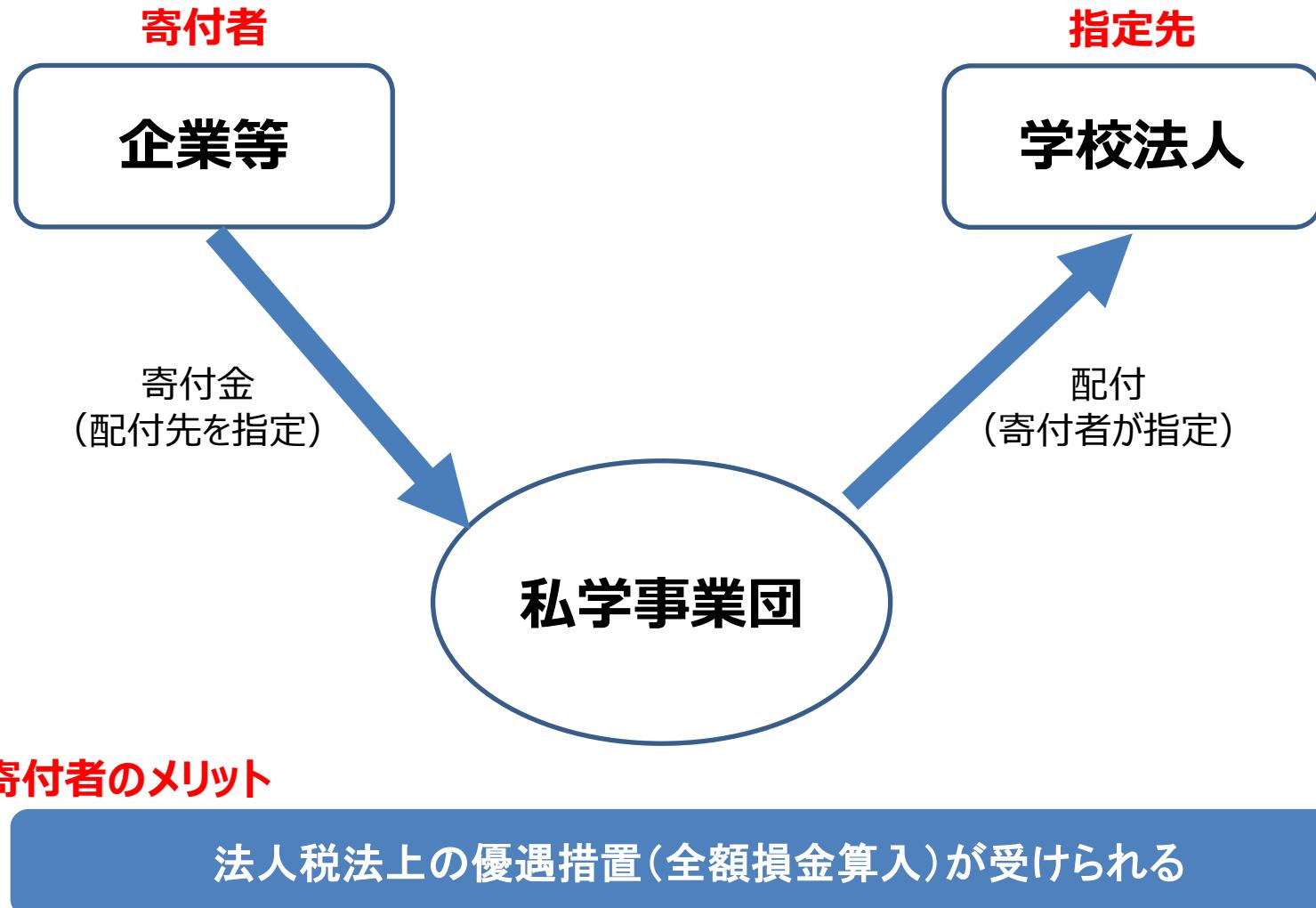
# ■ 主な事業の融資金利一覧 (令和7年10月現在)

(実施時期：毎月1日)

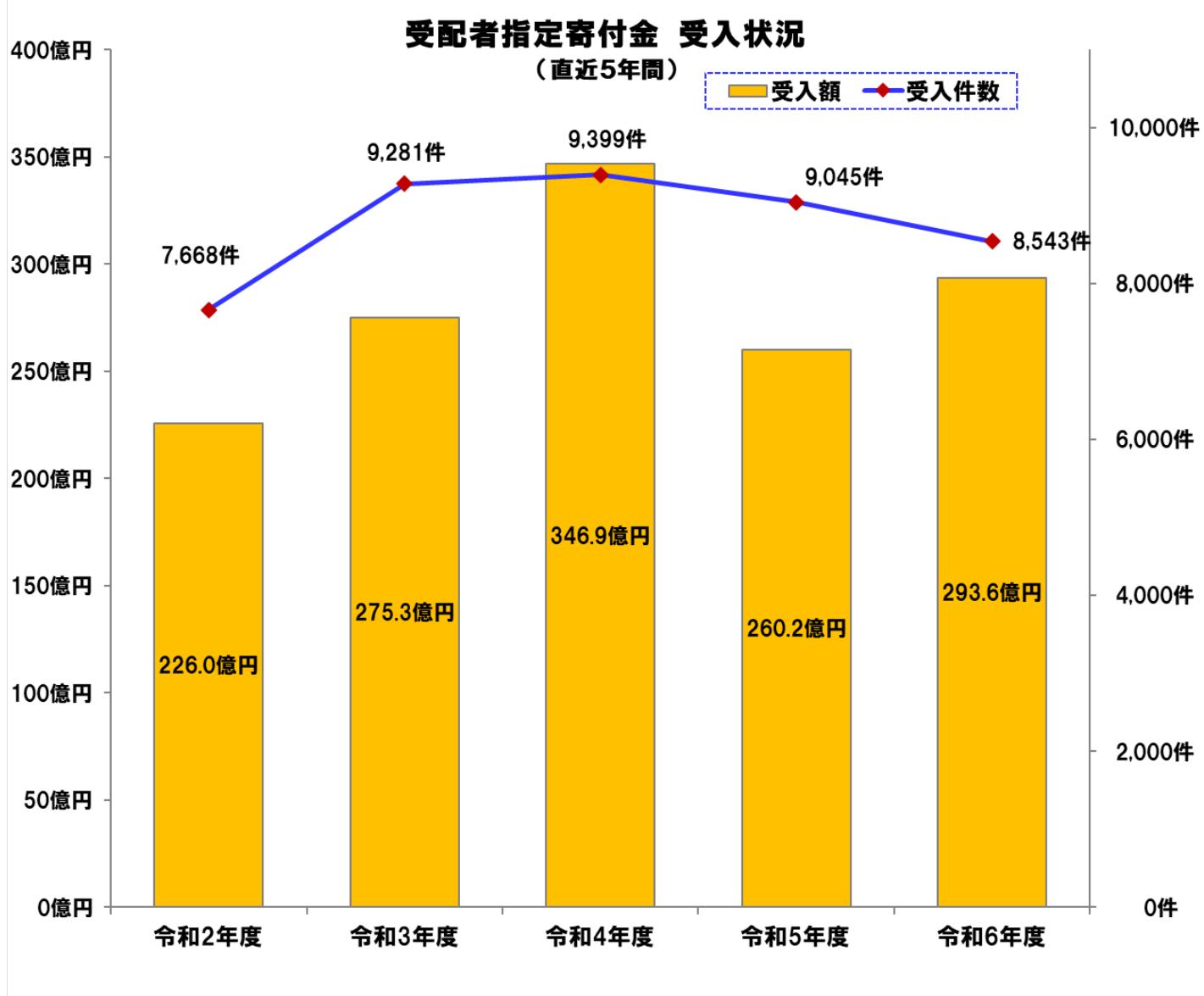
対象となる事業		金利 (%)			返済期間	対象となる事業		金利 (%)			返済期間			
一般施設費	教育環境整備費	(期間30年)	(期間20年)	(期間10年)	[期間30年] 30年 (うち据置2年) 以内  [期間20年] 20年 (うち据置2年) 以内  [期間10年] 10年 (うち据置2年) 以内	教育環境整備費		特別施設費		5年6か月 (うち据置6か月) 以内  大学・高専機能強化 支援事業の場合 10年(うち据え置き2年) 以内				
		教育環境整備費		特別施設費										
		○ 危険建物と認定された校舎、体育館、図書館、学生会館、食堂、クラブ室などを取り壇して、改築する		耐震改修利子助成の対象となります				○ 校教具等 (機械、器具等の購入など)		1.40				
		○ 校(園)舎、体育館、遊戯室、図書館、研究所、認可保育所、学生会館、食堂、法人本部、大学共同利用施設等を新築、増築、改築、改修、補修、販収する		○ 教育環境充実資金 (経営強化、教育改善、地域の発展などに取り組むために必要な資金・施設設備等の整備事業を実施する場合における安定的な資金繰りに必要な資金など)				1.40 [1.50]		5年6か月 (うち据置6か月) 以内  大学・高専機能強化 支援事業の場合 10年(うち据え置き2年) 以内				
		○ 冷暖房設備・外構工事等を実施する		○ 大型設備・装置・施設取壇し (1個または1組の価格が500万円以上のもので、据付工事・敷設工事・IT関連ソフトの開発・取得等を含む)				1.70		10年 (うち据置2年) 以内				
		○ 校(園)地(グラウンド・菜園等)を販収、造成する		○ 大学附属病院の新築、改修、販収および用地の販収など				(期間30年)		(期間30年)				
		○ 学校を移転させるために校舎を新築、土地を販収する		○ 寄宿舎、合宿所、セミナーハウス、留学生宿舎、国際交流会館、教職員住宅などの新築、改修、販収および用地の販収など				2.95		2.50				
		○ 既設の学校法人が行う大学等の新設のために必要となる校舎等の新築や校地の販収など		○ 要件により国の利子助成の対象となります				3.00		1.80				
		○ 新・増設(学年進行分を含む)・定員増・学校法人化のため必要となる校舎・園舎の新築や校(園)地の販収など		○ 要件により国の利子助成の対象となります				2.60		2.10				
		○ 耐震機能強化を推進するため、国等から補助金の交付を受けた園舎の耐震改修事業		○ 障害者の利用のための施設や設備の改修工事(エレベータ、トイレ、手すり、スロープの設置など)				[期間20年] 20年 (うち据置2年) 以内		[期間10年] 10年 (うち据置2年) 以内				
耐震改修利子助成の対象となります		耐震改修利子助成の対象となります		耐震改修利子助成の対象となります		[期間30年] 30年 (うち据置2年) 以内		[期間20年] 20年 (うち据置2年) 以内		[期間10年] 10年 (うち据置2年) 以内				

## (5) 寄付金事業（受配者指定寄付金制度）

私立学校の教育と研究の振興のために、私学事業団が企業等から寄付金を受け入れ、これを寄付者（企業等）が指定した学校法人に配付しています



## ■受配者指定寄付金の受入状況



#### （1）不交付・減額事由

#### （2）会計検査院の検査対象

# (1) 不交付又は減額の事由

(令和6年度私立大学等経常費補助金取扱要領から一部抜粋)

## 法令違反等

- ア 私立大学等経常費補助金等を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して当該補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく所轄庁の処分に違反し又は偽りその他不正の手段により当該補助金の交付を受けたもの
- イ 学校法人の財産を不正に使用したもの
- ウ 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書又は監事の監査報告書に記載すべき事項を記載しなかったもの又は虚偽の記載をしたもの
- エ 私立学校法第47条に定める財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書又は監事の監査報告書の備付け及び閲覧義務に違反したもの
- オ 事業団又は地方公共団体（地方公共団体から補助金又は貸付金を受けて私立学校の助成を行う法人を含む。）からの借入金に係る契約条項に違反し、その返還を請求されたもの（請求に基づき、その全部又は一部を返還した場合を含む。）
- カ 入学に関する寄付金又は学校債の収受等により入学者選抜の公正が害されたと認められるもの
- キ 偽りその他不正の手段により設置認可を受けたもの
- ク 学校経営に係る刑事事件により役員又は教職員が逮捕及び起訴されたもの
- ケ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間において訴訟その他の紛争があり、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、又はその機能の全部若しくは一部を休止しているもの
- コ 理事会又は評議員会が長期間にわたり開催されず、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、又はその機能の全部若しくは一部を休止しているもの
- サ 教職員の争議行為等又は学生による施設の占拠若しくは封鎖、授業放棄その他の正常でない行為により、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、又はその機能の全部若しくは一部を休止しているもの
- シ アからサに掲げる事由のほか、私立学校振興助成法第5条第1号又は第5号に該当する場合で必要があると認められるもの

- 一 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合
- 五 その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

## 財政状況

- ア 事業団からの借入金の償還又は公租公課（共済掛金含む）の納付を6月以上1年未満の期間怠っているもの
- イ 事業団からの借入金の償還又は公租公課（共済掛金含む）の納付を1年以上怠っているもの
- ウ 破産手続き開始の決定を受けたもの
- エ 負債総額が資産総額を上回ったもの
- オ 銀行取引停止処分を受けたもの
- カ ア～オの事由のほか、私立学校振興助成法第5条第4号に該当する場合で必要があると認められるもの

- 四 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合

## その他

定員の充足状況、設置後完成年度を超えていない、募集停止

## ■ 管理運営不適正等となった事例

- 理事長又は理事の独断による不適切な支出

- 簿外経理

- 杜撰な留学生の在籍管理

など

## ■ 補助金を交付できないケース①

### ☆新しく開設した場合

例：令和7年度に開設した4年制大学の学部の場合



卒業生が出た  
翌年度から  
補助対象!!



### ☆学生募集を停止した場合

例：令和7年度学生募集停止の場合  
⇒ 令和7年度から補助対象外

募集停止をした  
その年度から  
補助対象外

☆特例措置により補助対象となる場合あり☆

「私立大学等経常費補助金取扱要領」に記載

## ■ 補助金を交付できないケース②

### ☆不交付となる定員充足率【定員超過の場合】（令和7年度）

#### 収容定員超過率

- ◎収容定員4,000人未満 1.30倍以上
- ◎収容定員4,000人以上8,000人未満 1.20倍以上
- ◎収容定員8,000人以上 1.10倍以上

#### 入学定員超過率

令和5年度より  
入学定員超過による  
不交付措置の廃止

#### 参考：令和5年度～令和7年度の不交付となる定員充足率

大学規模別		定員規模（収容定員）		
		8,000人以上	4,000人以上 8,000人未満	4,000人未満
収容定員 超過率	令和4年度	1.40倍以上	1.50倍以上	
	令和5年度	1.30倍以上	1.40倍以上	1.50倍以上
	令和6年度	1.20倍以上	1.30倍以上	1.40倍以上
	令和7年度	1.10倍以上	1.20倍以上	1.30倍以上

5～7年度にかけて  
段階的に厳格化

学校全体と学部等単位、それぞれで判定

## ■ 補助金を交付できないケース③

### 不交付となる定員充足率【定員未充足の場合】（令和7年度）

収容定員充足率

50%以下

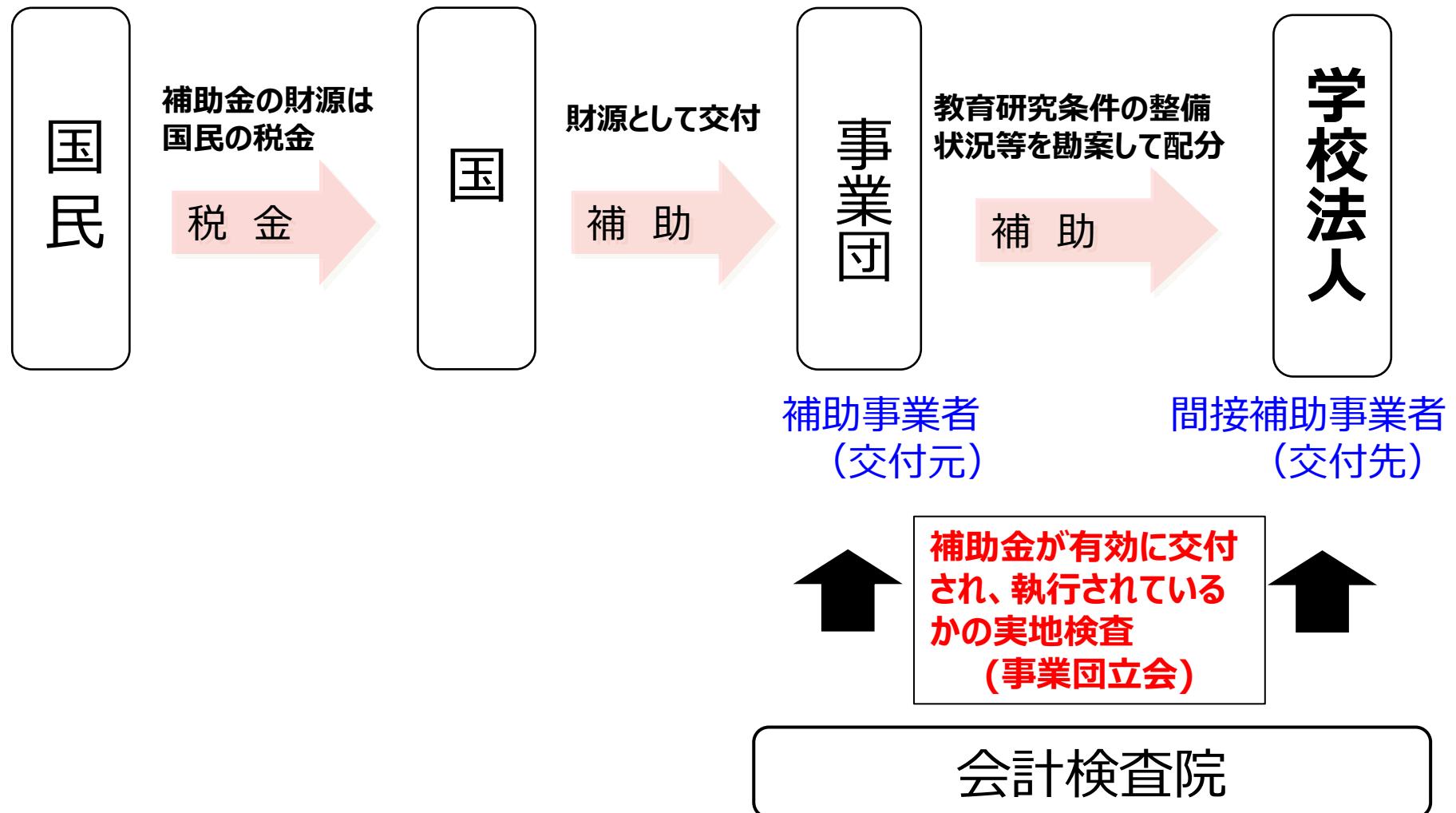
特例措置あり

例

在籍学生数	50名
収容定員	100名
充足率	50%

学部等単位で判定

## (2) 会計検査院の検査対象



## ■ 検査の結果どうなるか

過大交付が認められると「**不当事項**」として  
当該年度の「**決算検査報告**」に掲載される

<https://www.jbaudit.go.jp/report>

### その後の措置

**学校法人 → 事業団**

- ・過大交付額を返還
- ・原因、再発防止等の改善策を文書で提出

**事業団 → 学校法人**

- ・返還額と同額を当該年度の一般補助から減額  
(私立大学等経常費補助金取扱要領4(3))

## ■ 検査法人数等の推移

区分		R3	R4	R5	R6	R7
検査法人数	大学法人	25	25	19	19	19
	短大法人					
	高専法人					
	計	25	25	19	19	19
不当法人数	大学法人		4	3	2	
	短大法人					
	高専法人					
	計	0	4	3	2	協議中

※ 表中の年は検査年である（例 R7 = 令和6年10月～令和7年3月の検査）